

表 3 教授の内訳（給与体系・年齢別）（2009 年）

	全体	25 歳 未満	25～ 30 歳	30～ 35 歳	35～ 40 歳	40～ 45 歳	45～ 50 歳	50～ 55 歳	55～ 60 歳	60～ 65 歳	65 歳 以上	平均 年齢
俸給表 C4	7,811	-	-	2	37	405	1,223	1,817	1,921	1,942	464	55.2
俸給表 C3	10,730	1	-	2	44	466	1,510	2,559	3,008	2,798	342	55.3
俸給表 C2 （期限なし）	5,702	-	1	38	208	952	1,461	1,288	983	648	123	50.7
俸給表 C2 （期限付き）	1,087	1	8	39	161	273	235	145	73	65	87	47.4
俸給表 W3	5,389	-	4	95	694	1,635	1,596	832	365	125	43	45.8
俸給表 W2	8,018	1	5	217	1,271	2,456	2,154	1,180	517	176	41	45.3
ジュニアプロフェッサー	994	-	31	314	431	188	23	6	-	-	1	36.4
客員教授（本務）	434	-	-	27	47	106	103	53	39	27	32	47.8
全体	40,165	3	49	734	2,893	6,481	8,305	7,880	6,906	5,781	1,133	50.6

〈出典〉 Statistisches Bundesamt (2010), S.153.

3. 大学教員の身分・地位（公務員、被雇用者 etc.規制する法制）

教授は、官吏（Beamte）¹¹である。通常、試用官吏（Beamte auf Probe）として任用され、終身官吏（Beamte auf Lebenszeit）となる。任期付き官吏関係（Beamtenverhältnis auf Zeit）での任用もある¹²。

ジュニアプロフェッサー（W1）は、任期付き官吏関係で任用される。

講師（C2）および助手（C1）は、任期付官吏関係で任用される。

学術協力者・芸術協力者は、「私法上の勤務関係」（privatrechtliches Dienstverhältnis）である職員¹³の身分で採用される。職員の身分の者の給与は、「連邦職員労働協約」（Bundes

¹¹ドイツでは、公務に従事する者について、官吏(Beamte)、職員(Angestellte)、労働者(Arbeiter)という三種類の区分を設けている。官吏は、公法上の勤務関係および忠誠関係に立って高権的権能を行使する。職員および労働者は、私法上の労働協約(Tarifvertrag)関係によって雇用され、公権力の行使にかかわらない。このうち職員は主として事務的業務を行い、労働者は労務的作業に従事する、とされている。職員、労働者は、団体交渉権、争議権、団結権を有し、ストライキなども認められている。これに対し、官吏には団結権しか与えられていない。

¹²「教授は、期限付き官吏または終身官吏である」（HRG 第 46 条）。

¹³前掲注(11)を参照。

Angestellter Tarifvertrag) にもとづいて決定される。学術協力者・芸術協力者のなかには、一般官吏の身分で、俸給表 A¹⁴を適用されている者もある。

特別任務教員の場合は、「職員関係」の者と「官吏関係」（俸給表 A を適用）の者の両方のケースが見られる。

教授にも、一般に官吏に対して適用される「官吏法の統一のための大綱法」（官吏法大綱法, Beamtenrechtsrahmengesetz）が適用される（HRG 第 49 条）が、たとえば労働時間に関する規定等は適用されない（HRG 第 50 条 1 項）。

官吏の俸給は連邦給与法（Bundesbesoldungsgesetz）により定められている。

※関連する「大学大綱法」の条文

第 46 条 教授の服務法上の地位

教授は、官吏関係（Beamtenverhältnis）で任命する限りにおいて、期限付き官吏又は終身官吏として任命される。法律により、試用期間を設けることを規定する。

第 49 条 官吏大綱法（Beamtenrechtsrahmengesetz）の規定の適用

官吏である大学教員並びに学術協力者（wissenschaftliche Mitarbeiter）及び芸術協力者（künstlerische Mitarbeiter）については、この法律が別段の定めを設けない限り、官吏大綱法の規定が適用される。

第 50 条 服務法上の特別規定

- (1) 経歴（Laufbahn）及び一時的退職に関する官吏大綱法の規定は、大学教員には適用されない。試用期間に関する規定は、第 46 条第 2 項の場合にのみ適用される。第 44a 条及び第 44b 条を例外として、勤務時間に関する官吏大綱法の規定は、大学教員には適用されない。ただし、大学施設の課題領域が、規則的又は計画にしたがった出勤を要求する場合、特定の官吏集団にたいし、これらの規定が適用できる旨を宣言することができる。許可されていない有責の勤務からの離脱による給与の減額に関する規定は、これを適用する。
- (2) 官吏である大学教員は、その者の同意を得た場合にのみ派遣又は転任させることができる。他の大学の同等の官職への派遣又は転任は、その者が勤務する大学若しくは大学施設が全面的に若しくは部分的に廃止されるか、又は他の大学に移管される場合には、大学教員の同意なしに認められる。ただしこの場合、受け入れる大学又は大学施設の採用にあたっての協力は、聴聞のみに限定される。
- (3) 大学教員又は学術協力者若しくは芸術協力者が期限付き官吏である場合、その勤務関係は、服務上の基本に反しない限り、当該官吏の申請により、州法の詳細規定にしたがいこれを延長することができる。とりわけ、母性保護上の就労禁止、親時間の行使、並びに労働時間の一時停止若しくは軽減、又は 18 歳未満の子ども若しくはその他擁護を必要

¹⁴俸給表 A は、一般官吏に対して適用される（初等・中等学校教員にも俸給表 A が適用されている）。

とする者の世話若しくは擁護の場合がこれに該当する。

- (4) 大学教員に対して期限付きの職員関係 (Angestelltenverhältnis) が設けられている場合、第 3 項が適用される。

4. 大学教員の資格の有無

4-1. 大学教授資格の有無

教授の採用にあたっては、一般の服務法上の要件に加え、基本的に次のような要件がある (HRG 第 44 条「教授の採用要件」)

- (1) 大学における学習の修了
- (2) 教育上の適性 (pädagogische Eignung)
- (3) 通常、博士論文の質 (Qualität einer Promotion) により証明される学術上の作業 (wissenschaftliche Arbeit) または芸術上の作業 (künstlerische Arbeit) に対する特別な能力
- (4) さらに、高等教育機関の使命と職務の要求に応じて、
 - a) 付加的な学術上の達成
 - b) 付加的な芸術上の達成
 - c) 多年にわたる職業上の実践における学術的な認識および方法の適用または開発にあたっての特別の達成

このうち、(4)の「付加的な学術上の達成」、「付加的な芸術上の達成」については、これまでの大学大綱法の規定では「大学教授資格 (Habilitation) によって証明される」とされていたが、この規定は 2002 年の改正で削除された。ただし前述のように、大学教授資格制度が廃止されたわけではない。大学教授資格については、各州の大学法で規定されている。また、大学教授資格取得のための専門的要件は、各大学が「大学教授資格規程」によってこれを定めている。このように、大学教授資格は、現実 (de facto) に大学教授に就任するための要件となっている。

同時に、2002 年以降は、ジュニアプロフェッサーを務めることが、大学教授資格の取得と同等とみなされている (ジュニアプロフェッサーの就任にあたり、大学教授資格は要求されない)

15。

¹⁵ジュニアプロフェッサーについては、これを連邦として導入することは違憲であるとされた。これは、ジュニアプロフェッサーの制度が違憲というのではなく、大学大綱法で連邦の制度として導入することが違憲であるという判決である (同判決を解説した邦語文献として、奥田 (2005) を参照)。したがって、ジュニアプロフェッサーについての位置づけは州により異なる。ジュニアプロフェッサーを経ることを教授に就任するための通常のコースとみなす州は、ベルリン、ブレーメン、ハンブルク、メクレンブルク・フォアポンメルン、ラインラント・プファルツである。その他の州では、ジュニアプロフェッ

以下、要点を記すと次のようになる¹⁶。

- ・ 大学教授資格の取得により、ある学問分野における教育資格（Lehrbefähigung：facultas docendi）が証明される（Lehrstuhlreife）。教育資格の承認（Anerkennung der Lehrbefähigung：facultas legendi）は、教育権能（Lehrbefugnis）の前提条件となる。
- ・ 大学教授資格取得志願者（Habilitand）は、学術協力者または助手として大学あるいは研究機関に勤務しながら大学教授資格論文を執筆する。第三者資金¹⁷プロジェクトにより財政的援助を受ける場合もある。
- ・ 大学教授資格論文と同等の学術的著作物の集積により、大学教授資格論文に代えることができる（「集積された大学教授資格」 kumulative Habilitation）。
- ・ 大学教授資格論文（またはそれに代わるもの）提出後、その内容についての講演とそれに伴う質疑応答が行われる。
- ・ 大学教授資格の取得後、私講師（Privatdozent）などを委託され教壇に立つ。“Dr. habil”という名称で呼ばれる。その後、公募に応じて、教授に就任する。
- ・ 大学教授資格を取得しても、教授に就任できる者は、そのうちの約 40%にすぎない（後掲表 10 を参照）。

※関連する条文

[大学大綱法]

第 44 条 教授の採用条件

教授の採用にあたっては、一般的な服務法上の条件の他に、基本的に次の各号に掲げる条件がある。

1. 大学の学習の修了
2. 教育的適性
3. 通常、学位論文の質により証明される学術上の作業能力又は特別の芸術上の作業能力
4. さらに、各職の要請にもとづく次に掲げる達成
 - a) 付加的な学術上の達成
 - b) 付加的な芸術上の達成
 - c) 多年にわたる職業上の実践における学術的な認識及び方法の適用又は開発にあたっての特別の達成

サーを経るか、大学教授資格を取得するか、両方のコースが併用されている（Bundesministerium für Bildung und Forschung (2008), S.106.）。

¹⁶ 以下、大学人向けに関係情報が掲載されているサイト “academics.de” (<http://www.academics.de/>) を参照。

¹⁷ 「第三者資金」とは連邦政府、EU（欧州連合）、民間その他からの外部研究資金である。

第 47 条 ジュニアプロフェッサーの採用条件

ジュニアプロフェッサーの採用にあたっては、一般的な服務法上の条件の他に、基本的に次の各号に掲げる条件がある。

1. 大学の学習の修了
2. 教育的適性
3. 通常、学位論文の卓越した質によって証明される学術上の作業能力

博士号取得の以前又は以後における学術協力者としての従事期間は、博士号取得段階と学術協力者としての従事段階を合計して 6 年間を超えないものとする。医学の領域では 9 年を超えてはならない。「学術期間契約法」¹⁸ (Wissenschaftszeitvertragsgesetz) 第 2 条第 5 項第 1 文第 1 号及び第 3 号から第 5 号にもとづく延長は、この場合考慮されない。学術期間契約法第 2 条第 3 項第 1 文は準用される。

[ハイデルベルク哲学部大学教授資格規程] (Habitationsordnung der Universität Heidelberg für die Philosophische Fakultät vom 22. September 2006)

第 1 条 大学教授資格及びその要件

- (1) 大学教授資格は、一定の科目又は専門領域において哲学部により行われる研究及び教育に関する特別の能力の承認をいう。
- (2) 大学教授資格取得には、博士号又は博士号と同等の学術的修了証及び通常数年間にわたる成果を収めた学術的活動ならびに教育経験を有していることを前提とする。

第 2 条 大学教授資格に必要な達成

大学教授資格取得にあたっては、次の各号に掲げる達成がなされなければならない。

1. それにより教授として課せられる研究活動を行うに必要な志願者の能力が証明される大学教授資格論文又はこれと同等な学術的著作。特別の場合、博士論文を大学教授資格論文としてみとめることができる。
2. 教育的・教授学的資質を証明する学習課程と関連する教育経験
3. 大学教授資格委員会を前に行われる学術的講演とこれと接続して行われる討論。志願者はその際、その者が学術的状況について簡潔な形態で表現し、主張できることを証明するものとする。

¹⁸ 「2007 年 4 月 12 日の学術における労働法上の規定の改正に関する法律」 (Gesetz zur Änderung arbeitsrechtlicher Vorschriften in der Wissenschaft Vom 12. April 2007) をいう。学術における期限を定められた労働契約 (Arbeitsvertrag) について定められている。

4-2. 大学教授資格に関連するデータ

以下、次のデータを参照。「大学教授資格取得者数の推移（専門分野別；2000年～2009年）」（表4）、「大学教授資格取得者数の推移（州別；2000年～2009年）」（表5）、「大学教授資格取得平均年齢」（表6）、「博士号取得平均年齢」（表7）、「大学卒業者中に占める博士号取得者の割合」（表8）、「博士号取得者中に占める大学教授資格取得者の割合」（表9）、「大学教授資格取得者中に占める教授就任者の割合」（表10）。

表4 大学教授資格取得者の推移（専門分野別；2000年～2009年）

専門分野	2000年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
言語・文化 科学	410 (128)	445 (126)	467 (176)	439 (162)	466 (164)	371 (133)	374 (142)	354 (134)	343 (119)	349 (143)
体育	16 (2)	12 (1)	13 (1)	11 (4)	15 (3)	9 (1)	14 (3)	12 (3)	9 (4)	4 (3)
法学・経済学・ 社会科学	253 (38)	214 (30)	225 (42)	242 (60)	241 (52)	225 (41)	195 (39)	163 (43)	176 (41)	182 (38)
数学・自然科学	587 (94)	528 (67)	557 (101)	477 (71)	478 (89)	371 (69)	377 (71)	376 (62)	330 (48)	337 (47)
医学／保健	700 (96)	811 (121)	849 (132)	873 (147)	910 (170)	856 (172)	894 (157)	846 (180)	811 (178)	816 (165)
獣医学	14 (5)	23 (8)	29 (12)	21 (6)	21 (8)	14 (4)	14 (7)	13 (6)	7 (-)	20 (9)
農業・林業・ 栄養学	38 (12)	39 (5)	37 (9)	35 (9)	33 (10)	43 (15)	35 (9)	22 (4)	27 (7)	21 (2)
工学	83 (7)	92 (10)	92 (13)	79 (12)	84 (13)	82 (11)	67 (5)	66 (14)	71 (13)	66 (10)
芸術・芸術学	27 (10)	35 (11)	33 (12)	32 (16)	35 (9)	30 (14)	23 (9)	29 (11)	26 (12)	25 (16)
合計 (女子)	2,128 (392)	2,199 (379)	2,302 (498)	2,209 (487)	2,283 (518)	2,001 (460)	1,993 (442)	1,881 (457)	1,800 (422)	1,820 (433)

※各専門分野の下段は女子の内数。

〈出典〉 Statistisches Bundesamt (2010), S.32ff.

表5 大学教授資格取得者の推移（州別；2000年から2009年）

	2000年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
バーデン・ヴュルテンベルク	346	352	407	340	378	307	314	311	296	271
ハイデルベルク	(91)	(108)	(100)	(78)	(104)	(85)	(94)	(97)	(85)	(78)
テュービンゲン	(81)	(77)	(87)	(82)	(91)	(54)	(72)	(60)	(66)	(55)
バイエルン	343	349	369	389	439	344	364	313	305	361
エアランゲン・ニュルンベルク	(51)	(54)	(56)	(54)	(70)	(56)	(66)	(35)	(44)	(51)
ベルリン	182	209	218	187	147	188	168	155	153	180
ブランデンブルク	20	21	28	29	32	26	33	28	22	24
ブレーメン	24	34	22	30	25	25	21	17	22	11
ハンブルク	82	66	79	77	81	71	79	58	58	50
ヘッセン	160	157	169	144	150	170	154	148	42	144
メクレンブルク・フォアポメルン	26	36	30	39	39	40	30	41	29	27
ニーダーザクセン	148	206	183	142	170	129	143	150	115	111
ノルトライン・ヴェストファーレン	445	436	432	426	440	372	365	332	326	332
ラインラント・プファルツ	68	76	82	74	66	67	54	67	67	40
ザールラント	32	29	36	31	34	14	27	31	30	33
ザクセン	87	75	90	111	89	90	81	85	98	85
ザクセン・アンハルト	65	47	54	62	52	48	51	41	46	46
シュレースヴィヒ・ホルシュタイン	70	63	65	66	73	69	66	56	49	56
テューリンゲン	30	43	38	62	68	41	43	48	42	49
合計	2,128	2,199	2,302	2,209	2,283	2,001	,993	1,881	1,800	1,820

※網掛けを施したハイデルベルク大学、テュービンゲン大学、エアランゲン・ニュルンベルク大学は、筆者が今回訪問した大学である。

〈出典〉 Statistisches Bundesamt (2010), S.30f.

表6 大学教授資格取得平均年齢

専門分野	1995年	2000年	2005年
言語・文化科学	42.2	41.8	42.0
体育	42.8	43.4	42.9
法律・経済・社会科学	40.4	39.2	39.6
数学・自然科学	38.7	38.9	39.2
医学／保健	39.5	39.8	40.2
獣医学	39.0	41.3	42.4
農業・林業・栄養学	39.3	41.2	43.4
工学	42.7	40.5	42.0
芸術	41.2	42.3	42.4
全体	40.0歳	40.0歳	40.5歳

〈出典〉 Bundesministerium für Bildung und Forschung (2008), S.243.

表 7 博士号取得平均年齢

専門分野	1995年	2000年	2005年
言語・文化科学	35.1(34.4)	36.1(35.4)	36.2(35.4)
体育	36.1(34.2)	35.4(35.4)	36.3(34.6)
法律・経済・社会科学	32.3(32.1)	32.7(32.3)	32.9(32.1)
数学・自然科学	31.2(31.0)	31.8(31.5)	32.1(31.4)
医学／保健	31.4(30.7)	32.0(31.4)	32.2(31.7)
獣医学	30.8(30.3)	31.4(30.6)	31.6(31.2)
農業・林業・栄養学	33.0(32.2)	34.4(33.5)	34.3(33.2)
工学	32.9(32.7)	33.6(33.5)	34.1(33.7)
芸術	34.1(33.9)	36.6(36.5)	37.5(37.0)
その他	38.6(37.7)	-	-
全体	31.9(31.5)歳	32.7(32.3)歳	33.0(32.4)歳

※括弧内の数値は女性の平均年齢。

〈出典〉 Bundesministerium für Bildung und Forschung (2008), S.241.

表 8 大学卒業生中の博士号取得者の割合 (%)

専門分野	女子	男子	全体
言語・文化科学 体育	5.5	13.0	8.0
法律・経済・社会科学	7.9	11.9	10.3
数学・自然科学	24.2	35.1	30.7
獣医学	60.9	75.5	64.1
農業・林業・栄養学	15.1	29.3	21.6
工学	9.7	16.5	15.3
芸術	4.2	4.4	4.3
医学／保健	64.3	78.8	71.0
全体（医学／保健を除く）	10.0	18.0	14.0
全体（医学／保健を含む）	14.9	23.0	19.0

※2003～2005 年の 3 年間における大学卒業生数と博士号取得者数をもとに算出した数値。

〈出典〉 Bundesministerium für Bildung und Forschung (2008), S.248.

表 9 博士号取得者中に占める大学教授資格取得者の割合 (%)

専門分野	女子	男子	全体
言語・文化科学.体育	15.0	20.4	18.0
法律・経済・社会科学	6.1	8.1	7.6
数学・自然科学	3.7	6.6	5.8
医学／保健	4.5	15.3	10.6
獣医学	1.7	5.9	3.2
農業・林業・栄養学	6.3	7.2	6.9
工学	5.9	3.3	3.5
芸術	7.2	15.4	10.6
全体	5.8	10.0	8.6

※2003～2005 年の 3 年間における博士号取得者数と大学教授資格取得者数をもとに算出した数値。

〈出典〉 Bundesministerium für Bildung und Forschung (2008), S.248.

表 10 大学教授資格取得者中に占める教授就任者の割合 (%)

専門分野	女子	男子	全体
言語・文化科学.体育	44.2	44.0	44.1
法律・経済・社会科学	70.0	100.6	61.6
数学・自然科学	44.7	49.9	49.1
医学／保健	14.0	18.9	18.2
獣医学	18.0	25.6	22.7
農業・林業・栄養学	45.2	24.7	29.7
工学	80.0	81.4	81.3
芸術	48.5	79.0	68.4
全体	46.2	37.8	39.4

※2003～2005 年の 3 年間における大学教授資格取得者数と新規教授就任者数をもとに算出した数値。法律・経済・社会科学（男子）では、2003～2005 年で見ると、大学教授資格を取得した者よりも、新たに教授に就任した者の数が上回っているため 100%を超える割合となっている。

〈出典〉 Bundesministerium für Bildung und Forschung (2008), S.248.